

平成 25 年 1 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社グッドマン
 代表者名 代表取締役社長 余語 岳仁
 (J A S D A Q ・ コード 7 5 3 5)
 問合せ先
 人事総務部長 桑野 聡
 電話 052-269-5300

ニプロ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明についてのお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 24 日開催の取締役会において、ニプロ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、公開買付者の本日付プレスリリース「株式会社グッドマン株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容により実施する当社株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明すること、かつ、当社の普通株式及びA種優先株式の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、一方、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては新株予約権の保有者の判断に委ねることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者による本公開買付け及びその後の一連の取引により当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

記

1. 公開買付者の概要

(1)	商 号	ニプロ株式会社	
(2)	本 店 所 在 地	大阪市北区本庄西 3 丁目 9 番 3 号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 佐野嘉彦	
(4)	事 業 内 容	医療機器、医薬品および医療用硝子・魔法瓶用硝子等器材品の製造販売	
(5)	資 本 金 の 額	84,397 百万円 (2012 年 9 月 30 日現在)	
(6)	設 立 年 月 日	昭和 23 年 7 月 30 日	
(7)	大株主及び持株比率 (2012 年 9 月 30 日現在)	サンリ興産株式会社 21.47% 日本電気硝子株式会社 8.43% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 7.63% 資産管理サービス信託銀行株式会社 2.47% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 2.39% 佐野 實 2.23% 株式会社りそな銀行 1.61% 株式会社みずほコーポレート銀行 0.91% ニプロ従業員持株会 0.82% 田辺三菱製薬株式会社 0.68%	
(8)	当社と公開買付者の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。
		人 的 関 係	該当事項はありません。
		取 引 関 係	該当事項はありません。

	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
--	-------------	-------------

2. 公開買付者が買付け等を行う株券等の種類

- (1) 普通株式
- (2) A種優先株式
- (3) 新株予約権
 - ① 平成17年9月22日開催の当社第30期定時株主総会決議及び平成17年11月25日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（イ）」といいます。）
 - ② 平成17年9月22日開催の当社第30期定時株主総会決議及び平成18年1月6日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（ロ）」といいます。）
 - ③ 平成17年9月22日開催の当社第30期定時株主総会決議及び平成18年4月14日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（ハ）」といいます。）
 - ④ 平成17年9月22日開催の当社第30期定時株主総会決議及び平成18年4月27日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（ニ）」といい、「新株予約権（イ）」、「新株予約権（ロ）」、「新株予約権（ハ）」及び「新株予約権（ニ）」を総称して「本新株予約権」といいます。）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年1月24日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けに賛同の意見を表明すること、かつ、当社の普通株式及びA種優先株式の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、一方、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては新株予約権の保有者の判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、以下「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成25年1月24日開催の公開買付者取締役会決議において、当社の筆頭株主である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が本日現在所有する当社普通株式4,008,000株（当社が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済普通株式総数（11,042,926株）に対する所有割合：36.29%（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。））及び当社が所有する自己株式を除く当社の発行済普通株式、A種優先株式（但し、当社が平成25年1月24日開催の当社取締役会で決議した現金対価の取得条項（強制償還）（以下「強制償還」といいます。）により平成25年2月8日に当社が取得及び消却する予定の669,000株を除きます。）並びに本新株予約権の全てを取得し、当社を公開買付者の連結子会社とするとともに、当社の株主を公開買付者及び伊藤忠商事のみとする当社の非公開化を行うための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。公開買付者は、大株主（注1）以外の当社の株主の皆様を尊重するため、本公開買付けにより取得する株式数が下記（注2）に定義する非公開化手続移行基準を満たした場合は、後記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する当社の非公開化手続（以下「本非公開化手続」といいます。）を実施することを企図しております。

公開買付者は、本公開買付け実施にあたり平成25年1月24日付で、伊藤忠商事との間で、伊藤忠商事

がその所有する当社普通株式（所有株式数：4,008,000株、所有割合：36.29%）を本公開買付けに応募せず、後記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「①伊藤忠商事との間の本株主間協定書」記載の条件で本取引後も当社普通株式を保有する旨の株主間協定書（以下「本株主間協定書」といいます。）を締結しております。

また、公開買付者は、当社取締役であり第二位株主である山本明氏（所有株式数：2,425,860株、所有割合：21.97%）（以下、「山本氏」といいます）との間で、山本氏が所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「山本氏応募契約」といいます。）を平成25年1月24日付で締結しております。

なお、当社は、本日現在A種優先株式（763,000株）を発行しておりますが、平成25年1月24日開催の当社取締役会において、平成25年1月24日付公表した「A種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、強制償還により平成25年2月8日を効力発生日としてその一部（669,000株）を取得及び消却する旨の決議をしております。公開買付者は、当該A種優先株式の全てを所有する株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）との間で、後記「（6）公開買付者と当社の株主、取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「③日本政策投資銀行との間のDBJ応募契約」記載のとおり、その所有するA種優先株式（763,000株）のうち669,000株を当社が強制償還すること等を条件に、残りの94,000株（注3）を本公開買付けに応募することに合意する旨の公開買付応募契約（以下「DBJ応募契約」といいます。）を平成25年1月24日付で締結しております（これら契約の概要については、後記「（6）公開買付者と当社の株主、取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください）。

本公開買付けにおいては、伊藤忠商事が所有する当社普通株式（所有株式数：4,008,000株、所有割合36.29%）及び当社が所有する自己株式を除く当社の発行済普通株式、A種優先株式（但し、強制償還により平成25年2月8日に当社が取得及び消却する予定の669,000株を除きます。）並びに本新株予約権の全てを取得することを目的としていることから、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数において買付予定数の上限の設定はしていません。一方、実際に応募された株券等の数にかかわらず当社の株主の皆様が当社普通株式の売却機会を提供するため、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数において買付予定数の下限の設定はしていません。従って、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注1）ここでの大株主とは、すでに公開買付者との間でその所有する当社普通株式（所有株式数：4,008,000株、所有割合：36.29%）を本公開買付けに応募しない旨の合意をしている伊藤忠商事、及びその所有する当社普通株式の全て（所有株式数：2,425,860株、所有割合：21.97%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしている当社取締役であり第二位株主である山本氏を指しています。

（注2）公開買付者は、以下の基準を全て満たした場合を「非公開化手続移行基準」として設定しております。

- ①山本氏の所有する当社普通株式全てにつき、本公開買付けへの応募があったこと。
- ②日本政策投資銀行の所有する当社A種優先株式のうち、94,000株につき本公開買付けへの応募があり、669,000株につき当社により強制償還されたこと。
- ③上記①及び②記載の応募に加え、当社が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済普通株式総数（11,042,926株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（160,500株）、伊藤忠商事が所有する当社普通株式（4,008,000株）及び山本氏が所有する当社普通株式（2,425,860株）を控除した株式数（4,448,566株）の過半数（2,224,300株。単元（100株）未満を切り上げ。以下「基準株式数」といいます。）の応募があったこと。

上記③の基準株式数は、すでに公開買付者との間でその所有する当社普通株式（所有株式数：4,008,000株、所有割合36.29%）を本公開買付けに応募しない旨の合意をしている伊藤忠商事及びその所有する当社普通株式の全て（所有株式数：2,425,860株、所有割合：21.97%）を本公

開買付けに応募する旨の合意をしている山本氏以外の当社の株主の皆様の意思を尊重する観点から、設定しております。なお、当該基準株式数（2,224,300株）に、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている伊藤忠商事が所有する当社普通株式（4,008,000株）及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている山本氏が所有する当社普通株式（2,425,860株）を合計した株式数（8,658,160株、所有割合：78.40%）に係る議決権の数（86,581個）が、当社が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数（108,806個）に占める割合は79.57%（小数点以下第三位四捨五入。）です。

（注3）本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合、普通株式2,023,820株に相当します。

② 本公開買付けの実施が決定されるに至った背景及び理由、本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

（ア）本公開買付けの背景等

公開買付者は、昭和29年の設立以来、「技術革新」をコンセプトとし、事業活動を通して社会に貢献したいとする経営理念のもと、つねに患者様のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）や医療現場の課題・ニーズに沿った独創的な製品でお応えする技術の追求を成長の糧としてまいりました。今日では、人工透析（人工腎臓）関連をはじめとする公開買付者の医療機器は、その技術力と品質への信頼から国内外で広く使用されています。現在、医療機器事業においては人工透析関連、一般ディスプレイ製品に次いで循環器関連の医療機器を第3の柱として育成する方針であり、現在、ドイツのB. Braun AG社の開発した薬剤溶出型バルーンカテーテル「SeQuent® Please」の国内導入に向けて準備を進めているほか、平成24年6月には米国Infraredx社の血管内画像診断システムについても日本国内での独占販売権を取得し、同製品についても国内での製造販売承認取得のための手続を開始する予定です。これらの他にも、公開買付者では循環器系診断・治療関連製品の品揃えと新たな治療コンセプトの提示を目指した製品開発を進めており、平成32（2020）年には本分野の製品で200億円以上の事業規模に成長すると期待しているとのことです。

一方、当社は、1970年代に最先端医療技術として登場したインターベンショナル・カーディオロジー（心臓循環器系疾患の診断及び治療）分野の将来性にいち早く着目し、同分野に必要なカテーテル等の治療用具と診断機器の国内への開発・導入を行い、また、国内初の心機能画像解析ソフトウェアの開発を行ってきました。特にカテーテル製品に関しては、国内の販売を通して蓄積した経験・知識・ノウハウをもとに日本独自のニーズに応えた製品の開発・導入を行い、国内では有力ブランドを確立しております。医療現場においては、低侵襲性治療が選好される中で、より複雑、高度な病変の治療に対応した製品へのニーズが高まってきており、こうした環境の変化に対応するべく、当社は平成24年3月期において石灰化した閉塞病変の治療に使用される冠動脈狭窄部貫通カテーテルの新規改良品「Mogul®」、急性心筋梗塞の治療に使用される血栓吸引カテーテルの新規改良品「Rebirth®」を発売し、様々な症例に対応できる製品の拡充を進めております。また、平成20年9月には伊藤忠商事との資本・業務提携を締結したうえで、同年10月に第三者割当増資を実施したことで伊藤忠商事の関連会社となり、国内外の販売ネットワークを強化することによる業績の拡大及び伊藤忠商事の様々なノウハウを活用した事業の効率化にも取り組んできました。平成21年2月には伊藤忠商事、伊藤忠商事のグループ企業であるセンチュリーメディカル株式会社とともに、株式会社日本エム・ディ・エムと包括業務提携を締結し、営業、開発、海外展開等において相互のノウハウ、ネットワークの活用合意した他、平成22年3月には伊藤忠商事とともに、中国医療機器メーカー、天健医療科技（蘇州）有限公司との間で、PTCAバルーンカテーテル及びDESの販売及び技術供与に関する資本業務提携を締結し、中国市場に参入するとともに、現地企業との協力関係も強めつつ共同開発、技術協力関係の強化、発展に取り組んでおります。

しかし、当社及び公開買付者を取り巻く事業環境は劇的な変化を続けております。社会の高齢化に伴う医療保険財政負担を見直す流れの中で、医療機器の公定価格である特定保険医療材料の償還価格が隔年で引き下げが行われるなどの国民医療費抑制策がとられており、メーカーとしても経営の効率化が必要となっています。また、医療技術が急速に高度化・進歩している中、医療現場の要望に応える商品価値の高い

新製品をスピーディーに開発・発売し続けなければ生き残りもままならない状況です。

当社は、平成 20 年 9 月に伊藤忠商事との間で資本・業務提携契約を締結するなど、伊藤忠商事の経営資源を活用した事業強化を進めてきましたが、公開買付者としても上記のように現在開発中の循環器関連製品の販売展開をするにあたっては一定の事業基盤拡充が必要であると各種検討を行っていたこともあり、平成 24 年 7 月頃から当社の事業への公開買付者の参画について伊藤忠商事と協議した結果、本件の検討を開始するに至りました。公開買付者としては同領域において強力なブランド力を有する当社とともに、開発、製造及び販売における両社の経営資源を統合的かつ効果的に活用することによって、両社の事業展開におけるシナジーを発揮でき、国内の循環器関連製品における地位を盤石なものにできると確信しております。当社において、機動的な経営判断を行い、こういった事業展開を推進するためには、公開買付者と伊藤忠商事の傘下で当社を非公開化することが最善であると考え、本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、当社は、平成 19 年 9 月、日本政策投資銀行傘下のファンドである DBJ コーポレート投資事業組合に対して A 種優先株式を発行し、その後、日本政策投資銀行が A 種優先株式を承継するに至っております。当社と公開買付者は、当社が公開買付者のグループ会社になることに伴って日本政策投資銀行にエグジットの機会を与えることとし、その手法としては A 種優先株式の強制償還を基本としつつ、当社の分配可能額及び資金調達力等に照らし、公開買付者が A 種優先株式の一部を本公開買付けで買い付けることにしました。

(イ) 当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者からの本取引に関する提案を受け、下記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、同「③ 当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言を踏まえ、本取引に関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けを含む本取引を通じて公開買付者が当社株式を取得すると同時に、当社が公開買付者のグループ会社となり公開買付者との堅固な協業体制を構築することで、今後の当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現が可能であることから、当社として最善の選択肢であると判断できると共に、本公開買付けにおける普通株式 1 株に対する買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は当社の普通株主の皆様にとって妥当であり、かつ、A 種優先株式の買付け等の価格についても、実質的に当社普通株式 1 株当たりの本公開買付価格と同価格となるよう設定されていることから、A 種優先株式の株主にとって妥当であり、本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成 25 年 1 月 24 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを含む本取引について利益が相反するおそれがある山本氏、福井洋輔氏及び渡辺健一氏を除く全ての取締役の全員一致により、本公開買付けへ賛同の意見を表明すること、当社の普通株式及び A 種優先株式の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、一方、本新株予約権の保有者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、行使時の 1 株当たりの払込金額が、新株予約権（イ）2,169 円、新株予約権（ロ）2,410 円、新株予約権（ハ）2,490 円、新株予約権（ニ）2,415 円と、当社普通株式の現状の株価水準に比べて高く、実際には行使されないとの判断から本新株予約権に係る買付け等の価格が 1 個当たり 1 円とされたことを踏まえ、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議を行いました。

なお、当社は上記決議に先立ち、平成 25 年 1 月 24 日付公表した「A 種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 25 年 1 月 24 日開催の当社取締役会において、当社が発行する A 種優先株式（763,000 株）の一部（669,000 株）を強制償還により平成 25 年 2 月 8 日を効力発生日として取得及び消却する旨の決議をしております。当該取得価額の総額は 2,691,097 千円（注 4）であり、当該取得により本公開買付けにおける買付け等の期間（延長された場合を含みます。以下「公開買付期間」といいます。）中である平成 25 年 2 月 8 日に、当社が発行する A 種優先株式の総数は 94,000 株になる予定です。

また、当社は平成 25 年 1 月 24 日付で「平成 25 年 3 月期（第 38 期）配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当社は、平成 25 年 1 月 24 日開催の当社取締役会において、平成 25 年 3 月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成 25 年 3 月期の配当を行わないことを決議

しております。

(注4)平成25年1月24日付公表した「A種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、強制償還により取得するA種優先株式(669,000株)の取得価額の総額は2,691,097千円です。本公開買付けの実施が決議された日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合、A種優先株式669,000株は普通株式14,403,570株に相当しますので、普通株式1株当たり186円に相当します。このように強制償還による普通株式1株当たりの価格(186円)は、本公開買付け価格(337円)を下回っております。

(ウ) 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、当社と共同して新製品の営業推進を行うとともに、製品企画及び開発を進めてまいることです。また、公開買付者は医療機器事業において現在、世界41カ国に95販売拠点を有し、直近ではミャンマー、パキスタン、チリ、ボリビアにも販売拠点を新設する等、グローバル経営を積極的に推進していますが、当社にとっても、公開買付者グループ会社の一員となって、こうした公開買付者グループのグローバルな営業網を生かして当社の製品を海外市場に導出することや、現在公開買付者が滋賀県に建設中の医療従事者向けトレーニング施設を活用して医療従事者が当社とより密接な関係を構築すること等が、今後の事業展開において幅広いシナジーを得られるものと期待しております。

なお、当社の事業においては、伊藤忠商事が有する国際的な情報ネットワーク、医療分野におけるノウハウ等を活用する等、同社からの支援を引き続き得ることを想定しており、この関係を維持する観点から、伊藤忠商事は本公開買付けに応募せず、後記「(3)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の本非公開化手続後も当社の株主として残る予定です。

また、当社及び公開買付者がおかれている厳しい市場環境を勝ち抜くために、公開買付者から当社へ役員を派遣し経営の連携を推進するとともに、製造・営業拠点の統合及び一体的な事業展開の可能性について協議・検討を行っていく予定です。なお、公開買付者と伊藤忠商事との間の本株主間協定書において、本公開買付けが成立した場合、①その直後に開催される当社の株主総会終結時において当社の取締役は5名とすること、並びに②伊藤忠商事が当社の非常勤取締役1名、公開買付者が当社の残りの取締役及び監査役をそれぞれ指名できることとされているとのことです。また、本公開買付けに応募する山本氏は、本公開買付けが成立した場合、平成25年6月開催予定の当社の定時株主総会の終結をもって当社の取締役を退任する予定です。本公開買付けが成立した場合、伊藤忠商事からの出向は終了する予定ですが、公開買付者は、当社の従業員について、基本的に現行での運営を継続する方針です。

公開買付者は、本公開買付けにより取得することとなったA種優先株式(94,000株)について、当社普通株式対価の取得請求権又は取得条項を行使しない場合には伊藤忠商事の所有割合(36.29%)に変更はありませんが、当社は、本公開買付けにより取得することとなったA種優先株式について、本公開買付け終了後、伊藤忠商事が所有する当社普通株式(4,008,000株)の議決権比率が33%未満にならない範囲で、当該A種優先株式の普通株式対価の取得請求権(転換予約権)を行使する可能性があるとのことです。また、本非公開化手続が実行された場合には、その後、伊藤忠商事の議決権比率が33%未満にならない範囲で、公開買付者が当社の募集株式の割当てを受ける可能性があるとのことです。

さらに、当社は、公開買付者との間で、平成25年1月24日付で基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結しております。本基本合意書で、当社は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者の要請に応じて、本公開買付けに応募されなかった本新株予約権全てに係る放棄書の取得等、当社の株主を当社と伊藤忠商事のみとするために必要な手続に最大限協力することとされております。また、当社は、公開買付者が本公開買付けにより株式を取得した後は、公開買付者の事前の同意がない限り、通常の業務範囲を超える行為、当社の重要事項の決定及び当社の企業価値・経営状況に重大な影響を及ぼしうる行為を行わないことに合意しています。なお、公開買付者は、当社がA種優先株式の強制償還資金に充てるために行う27億円の銀行借入れについて、債務保証することを約しております。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、非公開化手続移行基準を満たした場合、下記の方法により公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、伊藤忠商事が所有する当社普通株式（所有株式数：4,008,000株、所有割合36.29%）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しているとのことです。

当該手続の具体的な方法としては、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、平成25年6月開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、(a)当社において普通株式及びA種優先株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(b)当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c)当社の当該株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類株式を交付することを付議議案とし上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株式及びA種種類株式の株主による各種株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日に開催し、上記(b)を上程することを、当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び伊藤忠商事は、本株主総会及び本種類株主総会のうち各々が議決権を有するものにおいて、それぞれ上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の普通株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の普通株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却の結果、各普通株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付価格に、当該株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。

また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者及び伊藤忠商事が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者及び伊藤忠商事以外の当社の普通株主のうちで本公開買付けに応募されなかった皆様に対して交付する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(i)上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記(c)の全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、公開買付者は、非公開化手続移行基準を満たさない場合、本非公開化手続の実施を見合わせるとのことです。

また、上記(a)乃至(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の当社の株式若しくは新株予約権の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及び伊藤忠商事以外の当社の普通株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者及び伊藤忠商事が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなることを予定しており、この場合において公開買付者以外の普通株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該普通株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、当社と協議のうえ、決定

次第速やかに開示するとのことです。

また、本非公開化手続に移行する場合、公開買付者が本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ本新株予約権が行使されずに残存したときは、当社は、本新株予約権の無償取得、本新株予約権の権利者に対する本新株予約権の放棄の推奨等、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を実施する予定とのことです。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(4) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社普通株式は、本日現在、株式会社大阪証券取引所 J A S D A Qスタンダード市場（以下「J A S D A Q」といいます。）に上場しておりますが、上記のとおり、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、非公開化手続移行基準を満たした場合は、上記「(3) 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載のとおり、当社普通株式は、その後予定される手続によって上場廃止になります。上場廃止後は、当社普通株式を J A S D A Qにおいて取引することができなくなります。なお、非公開化手続移行基準を満たさない場合には、本非公開化手続を見合わせるため当社普通株式の J A S D A Q上場は維持される予定です。

(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、伊藤忠商事及び当社から独立した第三者機関として株式会社クリア（以下「クリア」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。クリアは、市場株価平均法、類似会社比準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社株式の価値の算定を行い、平成 25 年 1 月 23 日付けでクリアより株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、クリアから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。クリアは、公開買付者、伊藤忠商事及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係は有していないとのことです。

上記の株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社の普通株式 1 株当たりの株式価値は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法： 212 円から 230 円

類似会社比準法： 86 円から 309 円

DCF法： 294 円から 366 円

市場株価平均法では、平成 25 年 1 月 23 日を基準日として、J A S D A Qにおける当社普通株式の基準日終値（230 円）、直近 1 ヶ月の終値の単純平均値 223 円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近 3 ヶ月の終値の単純平均値 212 円及び直近 6 ヶ月の終値の単純平均値 224 円を基に、当社の株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たり株式価値の範囲を 212 円から 230 円までと算定しているとのことです。

類似会社比準法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たり株式価値を 86 円から 309 円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を公開買付者において勘案した当社の平成 25 年 4 月以降の将来の収益予想を前提として、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たり株式価値を 294 円から 366 円までと算定し

ているとのことです。

公開買付者は、クリアから取得した株式価値算定書その他関連資料を参考に、当社が公表している財務情報、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヶ月間の当社の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し、当社に対して実施したデュー・デリジェンスの結果を総合的に勘案したうえで、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年1月24日の公開買付者取締役会決議において、本公開買付け価格を普通株式1株当たり337円と決定したとのことです。

また、A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に当社普通株式1株当たりの本公開買付け価格と同価格となるよう、A種優先株式1株当たり7,255円としたとのことです。具体的には、当該A種優先株式には、普通株式対価の取得請求権（転換予約権）が付されておりますので、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日付で取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式21.53株を本公開買付けに応募した場合に普通株主が得られる金額が7,255円であることから、A種優先株式1株を応募した場合にA種優先株主が得られる金額がこれと同額になるように定めているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおけるA種優先株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

さらに、本新株予約権の買付け等の価格については、当該本新株予約権については、行使時の1株当たりの払込金額が、新株予約権（イ）2,169円、新株予約権（ロ）2,410円、新株予約権（ハ）2,490円、新株予約権（ニ）2,415円と、当社普通株式の現状の株価水準に比べて高いことを鑑みると実際には行使されないと考えられることから、平成25年1月24日の公開買付者取締役会決議において、本新株予約権に係る買付け等の価格は1個当たり1円とすることにしたとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の合理性を検討するにあたって、当社、公開買付者及び伊藤忠商事から独立した第三者算定機関であるみずほマネジメントアドバイザーズ株式会社（以下「MHMA」といいます。）を選任し、本公開買付け価格の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として、MHMAに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月23日付で株式評価報告書を取得しております。なお、当社は、MHMAから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、MHMAは、当社、公開買付者及び伊藤忠商事の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

MHMAは、当社の取締役から事業の現状及び当社作成の将来の事業計画（以下「当社事業計画」といいます。）並びに当社の業績に関する直近の状況等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件のもとで当社の株式価値を算定しました。MHMAが作成した株式評価報告書では、当社が継続企業であるとの前提のもと、市場株価法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて当社普通株式の株式価値を算定しております。なお、MHMAは、DCF法について、当社が発行するA種優先株式に普通株式対価の取得請求権（転換予約権）が付されていることを考慮し、株式評価報告書提出日である平成25年1月23日付でA種優先株式の一部（669,000株）を当社が強制償還により取得及び消却し、かつ、残りの94,000株について同平成25年1月23日付で取得請求権（転換予約権）が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって普通株式21.53株が発行されるとの前提で、当該普通株式の希薄化後における当社の普通株式の1株当たりの株式価値を算定しております。

MHMAにより上記各方式において算定された当社株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとお

りです。

(i) 市場株価法：212 円から 230 円

(ii) DCF 法：306 円から 344 円

市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況や当社の業績に関する直近の状況等を勘案のうえ、平成 25 年 1 月 23 日を算定基準日として、JASDAQにおける当社普通株式の算定基準日の終値 230 円、算定基準日までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月及び 6 ヶ月における終値の単純平均値（1 ヶ月：223 円、3 ヶ月：212 円、6 ヶ月：224 円）を基に株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値が 212 円から 230 円と算定されております。

DCF 法では、当社事業計画を検討のうえ、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年 4 月以降の当社の将来予想等に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値が 306 円から 344 円と算定されております。

なお、当社は、A 種優先株式及び本新株予約権の買付け等の価格の合理性を検討するにあたって、第三者算定機関からの算定書は取得しておりません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、公開買付者及び伊藤忠商事から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。当社取締役会は、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点等に関する同法律事務所からの法的助言を踏まえて、当社の企業価値の向上及び少数株主の利益保護の観点から、本取引の是非及び条件について慎重に検討しました。

④ 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、平成 25 年 1 月 23 日付で MHMA から取得した株式評価報告書の内容及び北浜法律事務所・外国法共同事業からの法的助言を踏まえて、本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けを含む本取引を通じて公開買付者が当社株式を取得すると同時に、公開買付者のグループ会社となり公開買付者との堅固な協業体制を構築することで、今後の当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現が可能であることから、当社として最善の選択肢であると判断できると共に、本公開買付価格は当社の普通株主の皆様にとって妥当であり、かつ、A 種優先株式の買付け等の価格についても、実質的に当社普通株式 1 株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう設定されていることから、A 種優先株式の株主にとって妥当であり、また、本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成 25 年 1 月 24 日開催の当社取締役会において、山本氏、福井洋輔氏及び渡辺健一氏を除く全ての取締役の全員一致により、本公開買付けへ賛同の意見を表明すること、当社の普通株式及び A 種優先株式の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、一方、本新株予約権の保有者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり行使時の 1 株当たりの払込金額が、新株予約権（イ）2,169 円、新株予約権（ロ）2,410 円、新株予約権（ハ）2,490 円、新株予約権（ニ）2,415 円と、当社普通株式の現状の株価水準に比べて高く、実際には行使されないとの判断から本新株予約権に係る買付け等の価格が 1 個当たり 1 円とされたことを踏まえ、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をいたしました。なお、当社取締役のうち、山本氏は公開買付者との間でその所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の山本氏応募契約を締結していることから、また、福井洋輔氏及び渡辺健一氏は公開買付者との間で本株主間協定書を締結している伊藤忠商事と雇用関係を有していること

から、本公開買付けを含む本取引について利益が相反するおそれがあるとして、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における審議に参加しておらず、また意見を述べておりません。

また、上記取締役会には当社監査役3名（いずれも社外監査役）が出席し、その全員が上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

⑤ 公開買付者における価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定したとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、当社株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について、適切な判断機会を確保しつつ、当社普通株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

また、当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

① 伊藤忠商事との間の本株主間協定書

公開買付者は、本公開買付け実施に当たり平成25年1月24日付で、伊藤忠商事との間で、当社の運営及び株式の保有に関して、本株主間協定書を締結したとのことです。本株主間協定書において伊藤忠商事は、公開買付者の書面による合意なく、①その所有する当社株式を公開買付者以外の第三者に譲渡、担保設定その他の処分をしないこと、②本非公開化手続が完了するまでの間、(i)本非公開化手続の実現に重大な支障を及ぼし得る又は当社の株式の価値に重大な悪影響を及ぼし得る当社株式の議決権を行使しないこと、(ii)当社株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権を行使しないことに合意したとのことです。また、本公開買付けが成立した場合、①その直後に開催される当社の株主総会終結時において当社の取締役は5名とすること、並びに②伊藤忠商事が当社の非常勤取締役1名、公開買付者が当社の残りの取締役及び全ての監査役をそれぞれ指名できることとされているとのことです。なお、伊藤忠商事は、本非公開化手続が完了した後、当社の議決権保有割合につき33%以上を維持するが、平成26年4月1日以降、その保有する当社株式の全てを本公開買付価格と同額（全部取得条項付種類株式の取得に伴い異なる種類株式が交付された場合には、その際の交付の比率及びその後に行われる株式分割・株式併合等を踏まえて適切に調整を行う）（但し、その時点での当該当社株式の公正価格がかかる金額を上回った場合には公正価格）で公開買付者に売却できるとされているとのことです。なお、両社は、平成20年9月に当社と伊藤忠商事が締結した資本・業務提携契約について当社の同意を条件に終了させることに合意しているとのことです。

② 山本氏との間の山本氏応募契約

公開買付者は、当社取締役であり第二位株主である山本氏（所有株式数：2,425,860株、所有割合：21.97%）との間で、山本氏が所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の山本氏応募契約を平成25年1月24日付で締結したとのことです。当該契約において、山本氏は、公開買付者の承諾なしに株主権を行使せず、また、平成25年3月31日時点の当社の株主である場合には、同日を権利行使の基準日とする当社の株主総会において、当社株式に係る議決権その他の一切の権利行使について公開買付者の意向に従う旨を合意したとのことです。なお、当該応募について、充足される必要のある前提条件はないとのことです。

③ 日本政策投資銀行との間のDBJ応募契約

公開買付者は、当社が発行するA種優先株式の全てを所有する日本政策投資銀行との間で、DBJ 応募契約を平成 25 年 1 月 24 日付で締結したとのことです。当該契約において、日本政策投資銀行は、その所有するA種優先株式（763,000 株）のうち 94,000 株を本公開買付けに応募し、残りの 669,000 株は当社が強制償還することに合意したとのことです。なお、DBJ 応募契約においては、公開買付者の表明及び保証が真実かつ正確であること、公開買付者が DBJ 応募契約上の義務を遵守していること（注 5）、残りのA種優先株式につき強制償還されたこと、当社が本公開買付けに賛同し応募に係るA種優先株式の譲渡を承認していること、及び社会通念上応募が不可能となる影響が判明していないことが、日本政策投資銀行が本公開買付けに応募する前提条件とされているとのことです。但し、当該前提条件が充足されない場合においても日本政策投資銀行がかかる前提条件の一部又は全部を放棄し、自らの判断にて応募することを妨げるものではないとのことです。なお、本公開買付けに対抗する買付け提案があった場合は、両社は対応策を誠実に協議することに合意しているとのことですが、かかる協議を経ても合意に至らず、かつ本公開買付けへの応募が日本政策投資銀行の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するときは、日本政策投資銀行は応募義務を負わないとのことです。また、当該契約において、日本政策投資銀行は、上記前提条件等が満たされる限り、公開買付者の承諾なしに株主権を行使せず、また、平成 25 年 3 月 31 日時点の当社の株主である場合には、本公開買付けに応募しかつ本公開買付けが成立することを条件に、同日を権利行使の基準日とする当社の株主総会において、当社株式に係る議決権その他の一切の権利行使について公開買付者の意向に従う旨を合意したとのことです。

（注 5）公開買付者は、DBJ 応募契約において、（i）必要な社内手続の履践、DBJ 応募契約の法的拘束力、強制執行可能性、（ii）DBJ 応募契約の締結・履行のために公開買付者において必要とされる司法・行政機関等からの許認可等の手続履践、（iii）DBJ 応募契約の締結・履行が法令違反・契約の債務不履行事由等に当たらないこと、（iv）当社による本公開買付けの決済能力について、表明及び保証を行い、また、本公開買付けを実施する義務及び秘密保持義務を負っているとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けの実施が決定されるに至った背景及び理由、本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(4) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照ください。

10. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

① A種優先株式の取得及び消却

当社は、平成25年1月24日付で「A種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」を公表しております。当社は、当社が発行するA種優先株式(763,000株)の一部(669,000株)を平成25年2月8日を効力発生日として取得及び消却することを決議いたしました。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

② 特別損失の発生並びに業績予想の修正

当社は、平成25年1月24日付で「特別損失の発生並びに平成25年3月期通期(連結)の業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。「通期業績予想との差異修正(平成24年4月1日～平成25年3月31日)」は以下のとおりです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回予想(A)	11,500	500	70	40	△6.84
今回予想値(B)	10,600	200	△150	△800	△82.56
増減額(B-A)	△900	△300	△220	△840	△75.72
増減率	△7.8%	△60.0%	-	-	-

③ 配当予想の修正

当社は、平成25年1月24日付で「平成25年3月期(第38期)配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当社は、平成25年1月24日開催の当社取締役会において、平成25年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の配当を行わないことを決議いたしました。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以上

添付資料：平成25年1月24日付「株式会社グッドマン株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」



平成 25 年 1 月 24 日

各 位

会社名 ニ プロ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 佐野 嘉彦
(コード番号 8086 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役企画管理部長 箕浦 公人
(TEL 06-6375-6700)

株式会社グッドマン株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ニプロ株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 1 月 24 日の当社取締役会決議において、株式会社グッドマン（コード番号 7535 株式会社大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）、以下「対象者」といいます。）の普通株式、A 種優先株式及び本新株予約権（後記「2. 買付け等の概要」「(3) 買付け等の価格」③で定義します。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成 25 年 1 月 24 日の当社取締役会決議において、対象者の筆頭株主である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が本日現在所有する対象者普通株式 4,008,000 株（対象者が平成 24 年 11 月 9 日に提出した第 38 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の発行済普通株式総数（11,042,926 株）に対する所有割合：36.29%（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。））及び対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済普通株式、A 種優先株式（但し、対象者が平成 25 年 1 月 24 日開催の対象者取締役会で決議した現金対価の取得条項（強制償還）（以下「強制償還」といいます。）により平成 25 年 2 月 8 日に対象者に取得及び消却される予定の 669,000 株を除きます。）並びに本新株予約権の全てを取得し、対象者を当社の連結子会社とするとともに、対象者の株主を当社及び伊藤忠商事のみとする対象者の非公開化を行うための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。当社は、大株主（注 1）以外を対象者の株主の皆様を尊重するため、本公開買付けにより取得する株式数が下記（注 2）に定義する非公開化手続移行基準を満たした場合は、後記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する対象者の非公開化手続（以下「本非公開化手続」といいます。）を実施することを企図しております。

当社は、本公開買付け実施にあたり平成 25 年 1 月 24 日付で、伊藤忠商事との間で、伊藤忠商事がその所有する対象者普通株式（所有株式数：4,008,000 株、所有割合：36.29%）を本公開買付けに応募せず、後記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「① 伊藤忠商事との本株主間協定書」

記載の条件で本取引後も対象者普通株式を保有する旨の株主間協定書（以下「本株主間協定書」といいます。）を締結しております。

また、当社は、対象者取締役であり第二位株主である山本明氏（所有株式数：2,425,860株、所有割合：21.97%）（以下「山本氏」といいます。）との間で、山本氏が所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「山本氏応募契約」といいます。）を平成25年1月24日付で締結しております。

なお、対象者は、本日現在A種優先株式（763,000株）を発行しておりますが、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、平成25年1月24日付公表した「A種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、強制償還により平成25年2月8日を効力発生日としてその一部（669,000株）を取得及び消却する旨の決議をしたとのことです。当社は、当該A種優先株式の全てを所有する株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）との間で、後記「（4）本公開買付けに関する重要な合意等」の「③ 日本政策投資銀行との間のDBJ応募契約」記載のとおり、その所有するA種優先株式（763,000株）のうち669,000株を対象者が強制償還すること等を条件に、残りの94,000株（注3）を本公開買付けに応募することに合意する旨の公開買付応募契約（以下「DBJ応募契約」といいます。）を平成25年1月24日付で締結しております（これら契約の概要については、後記「（4）本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）。

本公開買付けにおいては、伊藤忠商事が所有する対象者普通株式（所有株式数：4,008,000株、所有割合：36.29%）及び対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済普通株式、A種優先株式（但し、強制償還により平成25年2月8日に対象者に取得及び消却される予定の669,000株を除きます。）並びに本新株予約権の全てを取得することを目的としていることから、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数において買付予定数の上限の設定はしておりません。一方、実際に応募された株券等の数にかかわらず対象者の株主の皆様に対象者普通株式の売却機会を提供するため、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数において買付予定数の下限の設定はしておりません。従って、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注1）ここでの大株主とは、すでに当社との間でその所有する対象者普通株式（所有株式数：4,008,000株、所有割合：36.29%）を本公開買付けに応募しない旨の合意をしている伊藤忠商事、及びその所有する対象者普通株式の全て（所有株式数：2,425,860株、所有割合：21.97%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしている対象者取締役であり第二位株主である山本氏を指しています。

（注2）当社は、以下の基準を全て満たした場合を「非公開化手続移行基準」として設定しております。

- ①山本氏の所有する対象者普通株式全てにつき、本公開買付けへの応募があったこと。
- ②日本政策投資銀行の所有する対象者A種優先株式のうち、94,000株につき本公開買付けへの応募があり、669,000株につき対象者により強制償還されたこと。
- ③上記①及び②記載の応募に加え、対象者が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済普通株式総数（11,042,926株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（160,500株）、伊藤忠商事が所有する対象者普通株式（4,008,000株）及び山本氏が所有する対象者普通株式（2,425,860株）を控除した株式数（4,448,566株）の過半数（2,224,300株。単元（100株）未満を切り上げ。以下「基準株式数」といいます。）の応募があったこと。

上記③の基準株式数は、すでに当社との間でその所有する対象者普通株式（所有株式数：4,008,000株、所有割合：36.29%）を本公開買付けに応募しない旨の合意をしている伊藤忠商事及びその所有する対象者普通株式の全て（所有株式数：2,425,860株、所有割合：21.97%）

を本公開買付けに応募する旨の合意をしている山本氏以外の対象者の株主の皆様のご意思を尊重する観点から、設定しております。なお、当該基準株式数(2,224,300株)に、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている伊藤忠商事が所有する対象者普通株式(4,008,000株)及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている山本氏が所有する対象者普通株式(2,425,860株)を合計した株式数(8,658,160株、所有割合:78.40%)に係る議決権の数(86,581個)が、対象者が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数(108,806個)に占める割合は79.57%(小数点以下第三位四捨五入。)です。

(注3) 本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合、普通株式2,023,820株に相当します。

対象者が平成25年1月24日付公表した「ニプロ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明についてのお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によりますと、後記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引を通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、対象者が当社のグループ会社となり当社との堅固な協業体制を構築することで、今後の対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現が可能であることから、対象者として最善の選択肢であると判断できると共に、本公開買付けにおける普通株式1株に対する買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)は対象者の普通株主の皆様にとって妥当であり、かつ、A種優先株式の買付け等の価格についても、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付け価格と同価格となるよう設定されていることから、A種優先株式の株主にとって妥当であり、また、本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、本公開買付けを含む本取引について利益が相反するおそれがある山本氏、福井洋輔氏及び渡辺健一氏を除く全ての取締役の全員一致により、本公開買付けへ賛同の意見を表明すること、対象者の普通株式及びA種優先株式の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、一方、本新株予約権の保有者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、行使時の1株当たりの払込金額が、新株予約権(イ)2,169円、新株予約権(ロ)2,410円、新株予約権(ハ)2,490円、新株予約権(ニ)2,415円と、対象者普通株式の現状の株価水準に比べて高く、実際には行使されないとの判断から本新株予約権に係る買付け等の価格が1個当たり1円とされたことを踏まえ、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者は上記決議に先立ち、平成25年1月24日付公表した「A種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、対象者が発行するA種優先株式(763,000株)の一部(669,000株)を強制償還により平成25年2月8日を効力発生日として取得及び消却する旨の決議をしたとのことです。当該取得価額の総額は2,691,097千円(注4)であり、当該取得により本公開買付けにおける買付け等の期間(延長した場合を含みます。以下「公開買付け期間」といいます。)中である平成25年2月8日に、対象者が発行するA種優先株式の総数は94,000株になる予定です。

また、対象者は平成25年1月24日付で「平成25年3月期(第38期)配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成25年1月24日開催の対象者取締

役会において、平成 25 年 3 月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成 25 年 3 月期の配当を行わないことを決議したとのことです。

(注 4) 平成 25 年 1 月 24 日付公表した「A 種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」によりますと、強制償還により取得する A 種優先株式 (669,000 株) の取得価額の総額は 2,691,097 千円です。本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成 25 年 1 月 23 日を A 種転換請求日として行使されることにより A 種優先株式 1 株が普通株式 21.53 株に転換されたと仮定した場合、A 種優先株式 669,000 株は普通株式 14,403,570 株に相当しますので、普通株式 1 株当たり 186 円に相当します。このように強制償還による普通株式 1 株当たりの価格 (186 円) は、本公開買付け価格 (337 円) を下回っております。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
当社は、昭和 29 年の設立以来、「技術革新」をコンセプトとし、事業活動を通して社会に貢献したいとする経営理念のもと、つねに患者様の QOL (クオリティ・オブ・ライフ) や医療現場の課題・ニーズに沿った独創的な製品でお応えする技術の追求を成長の糧としてまいりました。今日では、人工透析 (人工腎臓) 関連をはじめとする当社の医療機器は、その技術力と品質への信頼から国内外で広く使用されています。現在、医療機器事業においては人工透析関連、一般ディスプレイ製品に次いで循環器関連の医療機器を第 3 の柱として育成する方針であり、現在、ドイツの B. Braun AG 社の開発した薬剤溶出型バルーンカテーテル「SeQuent® Please」の国内導入に向けて準備を進めているほか、平成 24 年 6 月には米国 Infraredx 社の血管内画像診断システムについても日本国内での独占販売権を取得し、同製品についても国内での製造販売承認取得のための手続を開始する予定です。これらの他にも、当社では循環器系診断・治療関連製品の品揃えと新たな治療コンセプトの提示を目指した製品開発を進めており、平成 32 (2020) 年には本分野の製品で 200 億円以上の事業規模に成長すると期待しております。

一方、対象者は、1970 年代に最先端医療技術として登場したインターベンショナル・カーディオロジー (心臓循環器系疾患の診断及び治療) 分野の将来性にいち早く着目し、同分野に必要なカテーテル等の治療用具と診断機器の国内への開発・導入を行い、また、国内初の心機能画像解析ソフトウェアの開発を行ってきました。特にカテーテル製品に関しては、国内の販売を通して蓄積した経験・知識・ノウハウをもとに日本独自のニーズに応えた製品の開発・導入を行い、国内では有力ブランドを確立しております。医療現場においては、低侵襲性治療が選好される中で、より複雑、高度な病変の治療に対応した製品へのニーズが高まってきており、こうした環境の変化に対応するべく、対象者は平成 24 年 3 月期において石灰化した閉塞病変の治療に使用される冠動脈狭窄部貫通用カテーテルの新規改良品「Mogul®」、急性心筋梗塞の治療に使用される血栓吸引カテーテルの新規改良品「Rebirth®」を発売し、様々な症例に対応できる製品の拡充を進めております。また、平成 20 年 9 月には伊藤忠商事との資本・業務提携を締結したうえで、同年 10 月に第三者割当増資を実施したことで伊藤忠商事の関連会社となり、国内外の販売ネットワークを強化することによる業績の拡大及び伊藤忠商事の様々なノウハウを活用した事業の効率化にも取り組んできました。平成 21 年 2 月には伊藤忠商事、伊藤忠商事のグループ企業であるセンチュリーメディカル株式会社とともに、株式会社日本エム・ディ・エムと包括業務提携を締結し、営業、開発、海外展開等において相互のノウハウ、ネットワークの活用

に合意した他、平成 22 年 3 月には伊藤忠商事とともに、中国医療機器メーカー、天健医療科技（蘇州）有限公司との間で、PTCA バルーンカテーテル及び DES の販売及び技術供与に関する資本業務提携を締結し、中国市場に参入するとともに、現地企業との協力関係も強めつつ共同開発、技術協力関係の強化、発展に取り組んでおります。

しかし、当社及び対象者を取り巻く事業環境は劇的な変化を続けております。社会の高齢化に伴う医療保険財政負担を見直す流れの中で、医療機器の公道価格である特定保険医療材料の償還価格が隔年で引き下げが行われるなどの国民医療費抑制策がとられており、メーカーとしても経営の効率化が必要となっています。また、医療技術が急速に高度化・進歩している中、医療現場の要望に応える商品価値の高い新製品をスピーディーに開発・発売し続けなければ生き残りもままならない状況です。

対象者は、平成 20 年 9 月に伊藤忠商事との間で資本・業務提携契約を締結するなど、伊藤忠商事の経営資源を活用した事業強化を進めてきましたが、当社としても上記のように現在開発中の循環器関連製品の販売展開をするにあたっては一定の事業基盤拡充が必要であると各種検討を行っていたこともあり、平成 24 年 7 月頃から対象者の事業への当社の参画について伊藤忠商事と協議した結果、本件の検討を開始するに至りました。当社としては同領域において強力なブランド力を有する対象者とともに、開発、製造及び販売における両社の経営資源を統合的かつ効果的に活用することによって、両社の事業展開におけるシナジーを発揮でき、国内の循環器関連製品における地位を盤石なものにできると確信しております。対象者において機動的な経営判断を行い、こういった事業展開を推進するためには、当社と伊藤忠商事の傘下で対象者を非公開化することが最善であると考え、本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、対象者は、平成 19 年 9 月、日本政策投資銀行傘下のファンドである DBJ コーポレート投資事業組合に対して A 種優先株式を発行し、その後、日本政策投資銀行が A 種優先株式を承継するに至っております。当社と対象者は、対象者が当社のグループ会社になることに伴って日本政策投資銀行にエグジットの機会を与えることとし、その手法としては A 種優先株式の強制償還を基本としつつ、対象者の分配可能額及び資金調達力等に照らし、当社が A 種優先株式の一部を本公開買付けで買い付けることにしました。

当社は、対象者と共同して新製品の営業推進を行うとともに、製品企画及び開発を進めてまいります。また、当社は医療機器事業において現在、世界 41 カ国に 95 販売拠点を有し、直近ではミャンマー、パキスタン、チリ、ボリビアにも販売拠点を新設する等、グローバル経営を積極的に推進していますが、対象者にとっても、当社グループ会社の一員となって、こうした当社グループのグローバルな営業網を生かして対象者の製品を海外市場に導出することや、現在当社が滋賀県に建設中の医療従事者向けトレーニング施設を活用して医療従事者が対象者とともに密接な関係を構築すること等が、今後の事業展開において幅広いシナジーを得られるものと期待しています。

なお、対象者の事業においては、伊藤忠商事が有する国際的な情報ネットワーク、医療分野におけるノウハウ等を活用する等、同社からの支援を引き続き得ることを想定しており、この関係を維持する観点から、伊藤忠商事は本公開買付けに応募せず、後記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の本非公開化手続後も対象者の株主として残る予定です。

また、当社及び対象者がおかれている厳しい市場環境を勝ち抜くために、当社から対象者へ役員を派遣し経営の連携を推進するとともに、製造・営業拠点の統合及び一体的な事業展開の可能性について協議・検討を行っていく予定です。なお、伊藤忠商事との間の本株主間協定書において、本公開買付けが成立した場合、①その直後に開催される対象者の株主総会終結時において対象者の取締役は5名とすること、並びに②伊藤忠商事が対象者の非常勤取締役1名、当社が対象者の残りの取締役及び全ての監査役をそれぞれ指名できることとされております。また、本公開買付けに応募する山本氏は、本公開買付けが成立した場合、平成25年6月開催予定の対象者の定時株主総会の終結をもって対象者の取締役を退任する予定です。本公開買付けが成立した場合、伊藤忠商事からの出向は終了する予定ですが、当社は、対象者の従業員について、基本的に現行での運営を継続する方針です。

当社が本公開買付けにより取得することとなったA種優先株式(94,000株)について、対象者普通株式対価の取得請求権又は取得条項を行使しない場合には伊藤忠商事の所有割合(36.29%)に変更はありませんが、当社は、本公開買付けにより取得することとなったA種優先株式について、本公開買付け終了後、伊藤忠商事が所有する対象者普通株式(4,008,000株)の議決権比率が33%未満にならない範囲で、当該A種優先株式の普通株式対価の取得請求権(転換予約権)を行使する可能性があります。また、本非公開化手続が実行された場合には、その後、伊藤忠商事の議決権比率が33%未満にならない範囲で、当社が対象者の募集株式の割当てを受ける可能性があります。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、非公開化手続移行基準を満たした場合、下記の方法により当社が対象者の発行済普通株式の全て(但し、伊藤忠商事が所有する対象者普通株式(所有株式数:4,008,000株、所有割合:36.29%)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しております。

当該手続の具体的な方法としては、本公開買付けが成立した後に、当社は、平成25年6月開催予定の対象者定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、(a)対象者において普通株式及びA種優先株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(b)対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c)対象者の当該株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案とし上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株式及びA種種類株式の株主による各種株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を本株主総会の開催日に開催し、上記(b)を上程することを、対象者に要請する予定です。なお、当社及び伊藤忠商事は、本株主総会及び本種類株主総会のうち各々が議決権を有するものにおいて、それぞれ上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の普通株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の普通株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却の結果、各普通株主の皆様には交付される金銭

の額については、本公開買付価格に、当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。

また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。当社及び伊藤忠商事が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、当社及び伊藤忠商事以外の対象者の普通株主のうちで本公開買付けに応募されなかった皆様に対して交付する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(i)上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記(c)の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、当社は、非公開化手続移行基準を満たさない場合、本非公開化手続の実施を見合わせます。

また、上記(a)乃至(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合又は当社以外の対象者の株式若しくは新株予約権の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、当社及び伊藤忠商事以外の対象者の普通株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、当社及び伊藤忠商事が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなることを予定しており、この場合において当社以外の普通株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該普通株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示します。

また、本非公開化手続に移行する場合、当社が本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ本新株予約権が行使されずに残存したときは、対象者は、本新株予約権の無償取得、本新株予約権の権利者に対する本新株予約権の放棄の推奨等、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を実施する予定です。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意等

① 伊藤忠商事との間の本株主間協定書

当社は、本公開買付け実施に当たり平成25年1月24日付で、伊藤忠商事との間で、対象者の運営及び株式の保有に関して、本株主間協定書を締結しております。本株主間協定書において伊藤忠商事は、当社の書面による合意なく、①その所有する対象者株式を当社以外の第三者に譲渡、担保設定その他の処分をしないこと、②本非公開化手続が完了するまでの間、(i)本非公開化手続の実現に重大な支障を及ぼし得る又は対象者の株式の価値に重大な悪影響を及ぼし得る対象者株式の議決権を行使しないこと、(ii)対象者株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権を行使しないことに合意しております。また、本公開買付けが成立した場合、①その直後に開催される対象者の株主総会終結時において対象者の取締役は5名とすること、並びに②伊藤忠商事が対象者の非常勤取締役1名、当社が対象者の残りの取締役及び全ての監査役をそれぞれ指名できることとされております。なお、伊藤忠商事は、本非公開化手続が完了した後、対象者の議決権保有割合につき33%以上を維持しますが、平成26年4月1日以降、その保有する対象者株式の全てを本公開買付価格と同額（全部取得条項付種

類株式の取得に伴い異なる種類株式が交付された場合には、その際の交付の比率及びその後に行われる株式分割・株式併合等を踏まえて適切に調整を行う）（但し、その時点での当該対象者株式の公正価格がかかる金額を上回った場合には公正価格）で当社に売却できるとされています。なお、両社は、平成20年9月に対象者と伊藤忠商事が締結した資本・業務提携契約について対象者の同意を条件に終了させることに合意しています。

② 山本氏との間の山本氏応募契約

当社は、対象者取締役であり第二位株主である山本氏(所有株式数:2,425,860株、所有割合:21.97%)との間で、山本氏が所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の山本氏応募契約を平成25年1月24日付で締結しております。当該契約において、山本氏は、当社の承諾なしに株主権を行使せず、また、平成25年3月31日時点の対象者の株主である場合には、同日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会において、対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使について当社の意向に従う旨を合意しています。なお、当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。

③ 日本政策投資銀行との間のDBJ応募契約

当社は、対象者が発行するA種優先株式の全てを所有する日本政策投資銀行との間で、DBJ応募契約を平成25年1月24日付で締結しております。当該契約において、日本政策投資銀行は、その所有するA種優先株式(763,000株)のうち94,000株を本公開買付けに応募し、残りの669,000株は対象者が強制償還することに合意しております。なお、DBJ応募契約においては、当社の表明及び保証が真実かつ正確であること、当社がDBJ応募契約上の義務を遵守していること(注5)、残りのA種優先株式につき強制償還されたこと、対象者が本公開買付けに賛同し応募に係るA種優先株式の譲渡を承認していること、及び社会通念上応募が不可能となる影響が判明していないことが、日本政策投資銀行が本公開買付けに応募する前提条件とされています。但し、当該前提条件が充足されない場合においても日本政策投資銀行がかかる前提条件の一部又は全部を放棄し、自らの判断にて応募することを妨げるものではありません。なお、本公開買付けに対抗する買付け提案があった場合は、両社は対応策を誠実に協議することに合意しておりますが、かかる協議を経ても合意に至らず、かつ本公開買付けへの応募が日本政策投資銀行の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するときは、日本政策投資銀行は応募義務を負いません。また、当該契約において、日本政策投資銀行は、上記前提条件等が満たされる限り、当社の承諾なしに株主権を行使せず、また、平成25年3月31日時点の対象者の株主である場合には、本公開買付けに応募しかつ本公開買付けが成立することを条件に、同日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会において、対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使について当社の意向に従う旨を合意しています。

(注5) 当社は、DBJ応募契約において、(i) 必要な社内手続の履践、DBJ応募契約の法的拘束力、強制執行可能性、(ii) DBJ応募契約の締結・履行のために当社において必要とされる司法・行政機関等からの許認可等の手続履践、(iii) DBJ応募契約の締結・履行が法令違反・契約の債務不履行事由等に当たらないこと、(iv) 当社による本公開買付けの決済能力について、表明及び保証を行い、また、本公開買付けを実施する義務及び秘密保持義務を負っております。

④ 対象者との基本合意書

当社は、対象者との間で、平成25年1月24日付で基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結しております。本基本合意書で、対象者は、本公開買付けが成立した場合、当社の要請に応じて、本公開買付けに応募されなかった本新株予約権全てに係る放棄書の取得等、対象者の株主を当社と伊藤忠商事のみとするために必要な手続に最大限協力することとされております。また、対象者は、

当社が本公開買付けにより株式を取得した後は、当社の事前の同意がない限り、通常の業務範囲を超える行為、対象者の重要事項の決定及び対象者の企業価値・経営状況に重大な影響を及ぼしうる行為を行わないことに合意しています。なお、当社は、対象者がA種優先株式の強制償還資金に充てるために行う27億円の銀行借入れについて、債務保証することを約しております。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 当社における独立した第三者機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者機関として株式会社クリア（以下「クリア」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。クリアは、市場株価平均法、類似会社比準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者株式の価値の算定を行い、平成25年1月23日付でクリアより株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、クリアから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。クリアは、当社、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係は有しておりません。

当社は、本公開買付けにおけるA種優先株式及び本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の合理性を検討するにあたって、対象者、当社及び伊藤忠商事から独立した第三者算定機関であるみずほマネジメントアドバイザー株式会社（以下「MHMA」といいます。）を選任し、本公開買付価格の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として、MHMAに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月23日付で株式評価報告書を取得したとのことです。なお、対象者は、MHMAから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。また、MHMAは、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

MHMAは、対象者の取締役から事業の現状及び対象者作成の将来の事業計画（以下「対象者事業計画」といいます。）並びに対象者の業績に関する直近の状況等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件のもとで対象者の株式価値を算定したとのことです。MHMAが作成した株式評価報告書では、対象者が継続企業であるとの前提のもと、市場株価法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。なお、MHMAは、DCF法について、対象者が発行するA種優先株式に普通株式対価の取得請求権（転換予約権）が付されていることを考慮し、株式評価報告書提出日である平成25年1月23日付でA種優先株式の一部（669,000株）を対象者が強制償還により取得及び消却し、かつ、残りの94,000株についても同日付で普通株式対価の取得請求権（転換予約権）が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって普通株式21.53株が発行されるとの前提で、当該普通株式の希薄化後における対象者普通株式の1株当たりの株式価値を算定しているとのことです。

MHMAにより上記各方式において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

- (i) 市場株価法：212円から230円
- (ii) DCF法：306円から344円

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況や対象者の業績に関する直近の状況を勘案のうえ、平成25年1月23日を算定基準日として、株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）における対象者普通株式の算定基準日の終値230円、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月及び6ヶ月における終値の単純平均値（1ヶ月：223円、3ヶ月：212円、6ヶ月：224円。小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）を基に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が212円から230円と算定されているとのことです。

DCF法では、対象者事業計画を検討のうえ、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年4月以降の対象者の将来予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が306円から344円と算定されているとのことです。

なお、対象者は、A種優先株式及び本新株予約権の買付け等の価格の合理性を検討するにあたって、第三者算定機関からの算定書は取得していないとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者、当社及び伊藤忠商事から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。対象者取締役会は、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点等に関する同法律事務所からの法的助言を踏まえて、対象者の企業価値の向上及び少数株主の利益保護の観点から、本取引の是非及び条件について慎重に検討したとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年1月23日付でMHMAから取得した株式評価報告書の内容及び北浜法律事務所・外国法共同事業からの法的助言を踏まえて、本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けを含む本取引を通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、対象者が当社のグループ会社となり当社との堅固な協業体制を構築することで、今後の対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現が可能であることから、対象者として最善の選択肢であると判断できると共に、本公開買付価格は対象者の普通株主の皆様にとって妥当であり、かつ、A種優先株式の買付け等の価格についても、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格となるよう設定されていることから、A種優先株式の株主にとって妥当であり、また、本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、山本氏、福井洋輔氏及び渡辺健一氏を除く全ての取締役の全員一致により、本公開買付けへ賛同の意見を表明すること、対象者の普通株式及びA種優先株式の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、一方、本新株予約権の保有者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、行使時の1株当たりの払込金額が、新株予約権（イ）2,169円、新株予約権（ロ）2,410円、新株予約権（ハ）2,490円、新株予約権（ニ）2,415円と、対象者普通株式の現状の株価水準に比べて高く、実際には行使されないとの判断から本新株予約権に係る買付け等の価格が1個当たり1円とされたことを踏まえ、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者取締役のうち、山本氏は当社との間で

その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の山本氏応募契約を締結していることから、また、福井洋輔氏及び渡辺健一氏は当社との間で本株主間協定書を締結している伊藤忠商事と雇用関係を有していることから、本公開買付けを含む本取引について利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における審議に参加しておらず、また意見を述べていないとのことです。

また、上記取締役会には対象者監査役3名（いずれも社外監査役）が出席し、その全員が上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。

⑤ 公開買付者における価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について、適切な判断機会を確保しつつ、対象者普通株式について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本日現在、JASDAQに上場しておりますが、上記のとおり、当社は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、株式会社大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、非公開化手続移行基準を満たした場合は、上記「(3) 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者普通株式は、その後予定される手続によって上場廃止になります。上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。なお、非公開化手続移行基準を満たさない場合には、本非公開化手続を見合わせるため対象者普通株式のJASDAQ上場は維持される予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社グッドマン	
② 所在地	愛知県名古屋市名東区藤が丘 108 番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 余語 岳仁	
④ 事業内容	医療機器の輸入・開発・製造・販売	
⑤ 資本金	8,738 百万円 (平成 24 年 9 月 30 日現在)	
⑥ 設立年月日	昭和 50 年 9 月 4 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 24 年 9 月 30 日現在) (注)	伊藤忠商事株式会社	33.95%
	山本 明	20.55%
	株式会社日本政策投資銀行	6.46%
	株式会社グッドマン	1.36%
	山本 幾子	1.30%
	グッドマン従業員持株会	1.05%
	株式会社愛知銀行	0.93%
	株式会社みずほ銀行	0.68%
	株式会社三井住友銀行	0.51%
	宗次 徳二	0.47%
⑧ 当社と対象者の関係		
資本関係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
人的関係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
取引関係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	

(注) 持株比率は、対象者が平成 24 年 11 月 9 日に提出した第 38 期第 2 四半期報告書「大株主の状況」に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者普通株式及び A 種優先株式の発行済株式総数 (11,805,926 株) に対する所有株式数の割合です。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成 25 年 1 月 24 日 (木曜日)
公開買付開始公告日	平成 25 年 1 月 25 日 (金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 25 年 1 月 25 日 (金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 1 月 25 日（金曜日）から平成 25 年 3 月 8 日（金曜日）まで（30 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき金 337 円

② A 種優先株式 1 株につき金 7,255 円

③ 新株予約権

（i）平成 17 年 9 月 22 日開催の対象者第 30 期定時株主総会決議及び平成 17 年 11 月 25 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（イ）」といいます。） 1 個につき金 1 円

（ii）平成 17 年 9 月 22 日開催の対象者第 30 期定時株主総会決議及び平成 18 年 1 月 6 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（ロ）」といいます。） 1 個につき金 1 円

（iii）平成 17 年 9 月 22 日開催の対象者第 30 期定時株主総会決議及び平成 18 年 4 月 14 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（ハ）」といいます。） 1 個につき金 1 円

（iv）平成 17 年 9 月 22 日開催の対象者第 30 期定時株主総会決議及び平成 18 年 4 月 27 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権（ニ）」といい、新株予約権（イ）」、「新株予約権（ロ）」、「新株予約権（ハ）」及び「新株予約権（ニ）」を総称して「本新株予約権」といいます。） 1 個につき金 1 円

（4）買付け等の算定根拠等

① 算定の基礎

（i）普通株式

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者機関としてクリアに対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。クリアは、市場株価平均法、類似会社比準法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の価値の算定を行い、平成 25 年 1 月 23 日付でクリアより株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、クリアから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

上記の株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式 1 株当たりの株式価値は以下のとおりです。

市場株価平均法： 212 円から 230 円

類似会社比準法： 86 円から 309 円

DCF 法： 294 円から 366 円

市場株価平均法では、平成 25 年 1 月 23 日を基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の基準日終値（230 円）、直近 1 ヶ月の終値の単純平均値 223 円、直近 3 ヶ月の終値の単純平均値 212 円

及び直近6ヶ月の終値の単純平均値224円を基に、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を212円から230円までと算定しております。

類似会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を86円から309円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を当社において勘案した対象者の平成25年4月以降の将来の収益予想を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を294円から366円までと算定しております。

当社は、クリアから取得した株式価値算定書その他関連資料を参考に、対象者が公表している財務情報、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヶ月間の対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者に対して実施したデュー・デリジェンスの結果を総合的に勘案したうえで、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年1月24日の当社取締役会決議において、本公開買付け価格を普通株式1株当たり337円と決定いたしました。

本公開買付け価格337円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年1月23日のJASDAQの終値230円に対して46.52%のプレミアム（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）を、平成25年1月23日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値223円に対して51.12%のプレミアムを、同日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値212円に対して58.96%のプレミアムを、同日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値224円に対して50.45%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(ii) A種優先株式

A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付け価格と同価格になるよう、A種優先株式1株当たり7,255円といたしました。具体的には、当該A種優先株式には、普通株式対価の取得請求権（転換予約権）が付されておりますので、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日付で取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式21.53株を本公開買付けに応募した場合に普通株主が得られる金額が7,255円であることから、A種優先株式1株を応募した場合にA種優先株主が得られる金額がこれと同額になるように定めております。

なお、当社は、本公開買付けにおけるA種優先株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

(iii) 本新株予約権

本新株予約権については、行使時の1株当たりの払込金額が、新株予約権（イ）2,169円、新株予約権（ロ）2,410円、新株予約権（ハ）2,490円、新株予約権（ニ）2,415円と、対象者普通株式の現状

の株価水準に比べて高いことを鑑みると実際には行使されないと考えられることから、平成 25 年 1 月 24 日の当社取締役会決議において、本新株予約権に係る買付け等の価格は 1 個当たり 1 円とすることにいたしました。

なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していません。

② 算定の経緯

当社及び対象者を取り巻く事業環境は劇的な変化を続けております。社会の高齢化に伴う医療保険財政負担を見直す流れの中で、医療機器の公道価格である特定保険医療材料の償還価格が隔年で引き下げが行われるなどの国民医療費抑制策がとられており、メーカーとしても経営の効率化が必要となっております。また、医療技術が急速に高度化・進歩している中、医療現場の要望に応える商品価値の高い新製品をスピーディーに開発・発売し続けなければ生き残りもままならない状況です。

対象者は、平成 20 年 9 月に伊藤忠商事との間で資本・業務提携契約を締結するなど、伊藤忠商事の経営資源を活用した事業強化を進めてきましたが、当社としても現在開発中の循環器関連製品の販売展開をするにあたっては一定の事業基盤拡充が必要であると各種検討を行っていたこともあり、平成 24 年 7 月頃から対象者の事業への当社の参画について伊藤忠商事と協議した結果、本件の検討を開始するに至りました。当社としては同領域において強力なブランド力を有する対象者とともに、開発、製造及び販売における両社の経営資源を統合的かつ効果的に活用することによって、両社の事業展開におけるシナジーを発揮でき、国内の循環器関連製品における地位を盤石なものにできると確信しております。対象者において機動的な経営判断を行い、こういった事業展開を推進するためには、当社と伊藤忠商事の傘下で対象者を非公開化することが最善であると考え、本公開買付けの実施を決定し、平成 25 年 1 月 24 日の当社取締役会決議において、以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。

(i) 算定に際し意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社、伊藤忠商事及び対象者から独立した第三者機関としてクリアに対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。クリアは、市場株価平均法、類似会社比準法及び DCF 法の各手法を用いて対象者株式の価値の算定を行い、平成 25 年 1 月 23 日付でクリアより株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、クリアから本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(ii) 当該意見の概要

上記の株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式 1 株当たりの株式価値は以下のとおりです。

市場株価平均法： 212 円から 230 円

類似会社比準法： 86 円から 309 円

DCF 法： 294 円から 366 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、クリアから取得した株式価値算定書その他関連資料を参考に、対象者が公表している財務情報、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヶ月間の対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者に対して実施したデュー・デリジェンスの結果を総合的に勘案したうえで、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年1月24日の当社取締役会決議において、本公開買付け価格を普通株式1株当たり337円と決定いたしました。

なお、A種優先株式及び本新株予約権については、上記「① 算定の基礎」の「(ii) A種優先株式」及び「(iii) 本新株予約権」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるクリアは、当社、伊藤忠商事及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係は有しておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,644,746株	一株	一株

(注1) 買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。従って、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式も本公開買付けの対象としております。

(注5) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付け者が取得する対象者の株券等の最大数(9,644,746株)を記載しております。これは、対象者が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済普通株式総数(11,042,926株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(160,500株)及び本公開買付けに応募しない旨の合意をしている伊藤忠商事が所有する対象者普通株式(4,008,000株)を控除し、本日現在対象者が発行するA種優先株式(763,000株)のうち対象者により強制償還される669,000株を控除した94,000株の普通株式対価の取得請求権(転換予約権)が、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合の株式数(2,023,820株)及び対象者が平成24年6月29日に提出した第37期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(7,465個)の目的となる普通株式総数(746,500株)を加算した株式数(9,644,746株)です。なお、公開買付け者は、対象者より、平成24年9月30日時点において、その本新株予約権の数及びその目的となる普通株式総数に変更はない旨の報告を受けております(下記「(6) 買付け等による株券等所有割合の異動」(注2)においても同じです。)

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	40,080 個	(買付け等前における株券等所有割合 29.36%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	96,447 個	(買付け等後における株券等所有割合 70.64%)
対象者の総株主等の議決権の数	108,806 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(9,644,746株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年11月9日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式、A種優先株式及び本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数(1,826株)に係る議決権の数(18個)、本日現在対象者が発行するA種優先株式(763,000株)のうち対象者により強制償還される669,000株を控除した94,000株の普通株式対価の取得請求権(転換予約権)が、本公開買付けの実施を決議した日の前営業日である平成25年1月23日をA種転換請求日として行使されることによりA種優先株式1株が普通株式21.53株に転換されたと仮定した場合の株式数(2,023,820株)に係る議決権の数(20,238個)及び対象者が平成24年6月29日に提出した第37期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(7,465個)の目的となる普通株式総数(746,500株)に係る議決権の数(7,465個)を加えた136,527個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

3,250 百万円

(注) 本公開買付けにおける買付予定数(9,644,746株)に、1株当たりの本公開買付価格(337円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成25年3月15日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人（後記「（11）公開買付代理人」で定義します。）から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

また、A種優先株式及び新株予約権については、応募に際して提出された書類若しくは新株予約権証券を応募株主等（外国の居住者であるA種優先株式の株主又は新株予約権の保有者の場合はその常任代理人）に対して郵送又は交付します。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。従って、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間満了の前日までに、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。第 17 条の 2 第 1 項）の事前通知を受けた場合、措置期間（公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得に関する計画を予め届け出してから原則 30 日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。）が終了しない場合、又は、独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）

第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の SMB C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した

公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成25年1月25日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(6) 上場廃止となる見込み及

びその事由」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが当社の連結業績へ与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けに対する賛同

対象者取締役会は、平成 25 年 1 月 23 日付で MHMA から取得した株式評価報告書の内容及び北浜法律事務所・外国法共同事業からの法的助言を踏まえて、本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けを含む本取引を通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、対象者が当社のグループ会社となり当社との堅固な協業体制を構築することで、今後の対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現が可能であることから、対象者として最善の選択肢であると判断できると共に、本公開買付価格は対象者の普通株主の皆様にとって妥当であり、かつ、A 種優先株式の買付け等の価格についても、実質的に対象者普通株式 1 株当たりの本公開買付価格と同価格となるよう設定されていることから、A 種優先株式の株主にとって妥当であり、また、本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成 25 年 1 月 24 日開催の対象者取締役会において、山本氏、福井洋輔氏及び渡辺健一氏を除く全ての取締役の全員一致により、本公開買付けへ賛同の意見を表明すること、対象者の普通株式及び A 種優先株式の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、一方、本新株予約権の保有者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、行使時の 1 株当たりの払込金額が、新株予約権 (イ) 2,169 円、新株予約権 (ロ) 2,410 円、新株予約権 (ハ) 2,490 円、新株予約権 (ニ) 2,415 円と、対象者普通株式の現状の株価水準に比べて高く、実際には行使されないとの判断から本新株予約権に係る買付け等の価格が 1 個当たり 1 円とされたことを踏まえ、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者取締役のうち、山本氏は当社との間でその所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の山本氏応募契約を締結していることから、また、福井洋輔氏及び渡辺健一氏は当社との間で本株主間協定書を締結している伊藤忠商事と雇用関係を有していることから、本公開買付けを含む本取引について利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における審議に参加しておらず、また意見を述べていないとのことです。

また、上記取締役会には対象者監査役 3 名 (いずれも社外監査役) が出席し、その全員が上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。

② 対象者との基本合意書

当社は、対象者との間で、平成 25 年 1 月 24 日付で本基本合意書を締結しております。本基本合意書で、対象者は、本公開買付けが成立した場合、当社の要請に応じて、本公開買付けに応募されなかった本新株予約権全てに係る放棄書の取得等、対象者の株主を当社と伊藤忠商事のみとするために必要な手續に最大限協力することとされております。また、対象者は、当社が本公開買付けにより株式を取得し

た後は、当社の事前の同意がない限り、通常の業務範囲を超える行為、対象者の重要事項の決定及び対象者の企業価値・経営状況に重大な影響を及ぼしうる行為を行わないことに合意しています。なお、当社は、対象者がA種優先株式の強制償還資金に充てるために行う27億円の銀行借入れについて、債務保証することを約しております。

③ 山本氏との間の山本氏応募契約

当社は、対象者取締役であり第二位株主である山本氏(所有株式数:2,425,860株、所有割合:21.97%)との間で、山本氏が所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の山本氏応募契約を平成25年1月24日付で締結しております。当該契約において、山本氏は、当社の承諾なしに株主権を行使せず、また、平成25年3月31日時点の対象者の株主である場合には、同日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会において、対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使について当社の意向に従う旨を合意しています。なお、当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① A種優先株式の取得及び消却

対象者は、平成25年1月24日付で「A種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、対象者が発行するA種優先株式(763,000株)の一部(669,000株)を平成25年2月8日を効力発生日として取得及び消却する旨の決議をしたとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

② 特別損失の発生並びに平成25年3月期通期(連結)の業績予想の修正に関するお知らせ

対象者は、平成25年1月24日付で「特別損失の発生並びに平成25年3月期通期(連結)の業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく「通期業績予想の修正(平成24年4月1日～平成25年3月31日)」は以下のとおりです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回予想(A)	11,500	500	70	40	△6.84
今回予想値(B)	10,600	200	△150	△800	△82.56
増減額(B-A)	△900	△300	△220	△840	△75.72
増減率	△7.8%	△60.0%	-	-	-

③ 配当予想の修正

対象者は平成25年1月24日付で「平成25年3月期(第38期)配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成25年1月24日開催の対象者取締役会において、平成25年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の配当を行わないことを決議したとのことです。

以上

本報道発表文に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項、第 4 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本報道発表文の発表から 12 時間を経過するまでは、株式会社グッドマンの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

本報道発表文は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本報道発表文は、有価証券に係る売却の申込みの勧誘又は購入申込みに該当するものでも、その一部を構成するものでもなく、本報道発表文（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとなります。

国又は地域によっては、本報道発表文の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本報道発表文又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとなります。